



(電気料金補助の問題)

灯数基準制(現行)と支拂料金基準制について

既に「承知のことと思いますが」の説明いたします。

(A) 灯数基準制は現在の制度で、灯数×二五〇四四(40W全額分)一灯とは一基、つまり街灯設置の電柱一本を一灯とみなしている。この際電球のW数の大小に関係ない。

(B) 支払料金基準制は町会で支払う電気料金を基準に、一律にその何パーセントを市から補助してもらいたいという案である。五十五年度補助率は七〇%である。

(B) の方向へ改正したい理由

(1) 「灯数」そのものの解釈がまちまちである。東北電力でも、一基でも二灯に計算する器種があり、最近電器具(灯具)の多様化により、益々この区別が困難になってきており、素人目には全くわからない。

(2) 従って町会から報告の灯数と電力会社登録の台帳にある灯数とは異なるものがあり、その照合には現場調査の必要があり、こちら側の灯数を把握するには相当の日数と電力の再調査の調査を要請しなければならぬ。

(3) 防犯上、交通安全上、所を明るくするに積極的町会ほど補助率が少く、小さい球を多くつけた場合(40W)はらる。パーセント近くの補助率になっており、結果として暗い町に有利になっている。

(4) (B) 案だと周辺地域は若干補助率下り、大きい球をつけている中部地区の一部は補助率が上がることになるが、た繁華街であることも補助対象は公衆街路灯に限られ、商業灯は勿論街路灯ではないし、補助もない。

(5) 支払料金基準制だと、電力会社の料金領収一覽表(町会別)をみて、灯数に関係なく支払料金へ一定のパーセントをかければ、補助額が算出される。多く支払った町会へは多く、少く支払った町会へは少く、合理的であるし、トラブルもなくなる。



(6) 現在の灯数基準制は昭和三十三年度、始めて市から補助をうけた当時、暗かった市内にとりあえる一灯40W全額方式を打ち出したものと思う。今日の事情とは異なるものがあったと思う。今後の発展を考之れば、一部不利益を蒙る町会があつても、視点を全市的立場に移し、大衆的立場から、B案を考慮していただきたいと思う。

なお、このことは、市当局の意向もあり、交渉しなければならぬが、それ以前に町会側個々のコンセンサスを得た上、連合会としての決断を、だいたいものである。建設部会 / 執行部会 / とも審議され、いづれ地区連合町会長会議、役員会でも審議されることなる。

60W全額方式について

現在の40W全額制に対して、市議会が60W全額方式を主張された議員の方があつた。40Wより60Wでは勿論補助額が多くなる。この方式を五年度に実施すると思は、総額で六六、三〇九六八円になり、50%未満の計算分も加えれば、七千万近くの補助額になるだろう。それはそれとして現在40Wだけの町会、40Wと60W以上のまじっている町会、計算はまことに複雑になり大変な事務だ。しかも従来、現在の弊害ある灯数基準制は、そのままほさることに、なりガンの手術に荷つたをかけたようなものになる。提案者のご趣旨はよくわかるし、まことに有難いのであるが、事務を直接扱っている者としては再検討してほしいところである。

従来、現在の慣行を變之ることは、たとえよいものであつても大変な抵抗があるものがある。年配者の多い団体では、特にその傾向が、つよいように思う。とくにこの問題は、町会にとって利害からみれば、曲折も予想される。町会エゴを先行させると何ひとつでさない。住民、町会のテストをふまえて、単にその場の思いつきや、観念論では混乱させただけである。必要はデータの検討を基に、慎重にコンセンサスを求めたい。最終的には、各町会長、役員の良い識が、決断をあたえることにならう。

